



平成30年 第2回
本別町議会臨時会会議録

自 平成30年 4月25日
至 平成30年 4月25日

本別町議会

平成30年本別町議会第2回臨時会会議録

平成30年4月25日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第39号	平成30年度本別町一般会計補正予算（第1回）について
日程第 5	議案第40号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 6	議案第41号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7	議案第42号	財産の取得について
日程第 8	同意第 2号	教育委員会教育長任命について同意を求める件
日程第 9	同意第 3号	固定資産評価員選任について同意を求める件

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第39号	平成30年度本別町一般会計補正予算（第1回）について
日程第 5	議案第40号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 6	議案第41号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7	議案第42号	財産の取得について
日程第 8	同意第 2号	教育委員会教育長任命について同意を求める件
日程第 9	同意第 3号	固定資産評価員選任について同意を求める件

○出席議員（10名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		10番	阿保静夫君

○欠席議員（1名）

8番 方川英一君

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	君	副町長	大和田	収	君
会計管理者		花房永実	君	総務課長	村本	信幸	君
農林課長		菊地	敦君	保健福祉課長	飯山	明美	君
住民課長		田西敏重	君	子ども未来課長	大橋	堅次	君
建設水道課長		大槻康有	君	企画振興課長	高橋	哲也	君
老人ホーム所長		井戸川一美	君	国保病院事務長	藤野	和幸	君
総務課主幹		小坂祐司	君	総務課長補佐	三品	正哉	君
建設水道課長補佐		小出勝栄	君	教 育 長	中野	博文	君
教 育 次 長		佐々木基裕	君	社会教育課長	阿部	秀幸	君
学校給食共同調理場所長		久保良一	君	農委事務局長	郡	弘幸	君
代表監査委員		畑山一洋	君				

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹	君	総務担当主査	越後	忠	君
総務担当主事	弓削仁美	君				

開会宣告（午前10時01分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成30年第2回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、山西二三夫君、及び大住啓一君を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員から平成30年2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第39号

○議長（方川一郎君） 日程第4 議案第39号平成30年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第39号平成30年度本別町一般会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う増額補正となっております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,489万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,640万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。下段の2、歳出ですが、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費18節備品購入費4,693万円の増額補正は、交付金の内示により除雪ダンプ1台を購入するものであります。

財源内訳ですが、国庫補助金2,580万2,000円、地方債1,540万円、一般財源は572万8,000円であります。

次の段、4目橋りょう維持費13節委託料730万円の増額は、橋りょう長寿命化事業の交付金の内示によるものでございます。

なお、義経橋ほか全6橋の橋りょう補修調査設計委託で720万円の増、中央橋の物価調査で10万円の増となり、実施箇所等に変更はありません。

次の15節工事請負費66万3,000円の増額は、橋りょう長寿命化事業の交付金の内示によるもので、事業内容は、橋りょう補修3橋、橋りょう架換1橋で、実施箇所等に変更はありません。

次に上段に戻りまして、1、歳入ですが、9款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

下段の13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金3,050万2,000円の増額補正は、社会資本整備総合交付金の内示に伴い補正するもので、橋りょう長寿命化事業470万円、除雪ダンプ購入事業2,580万2,000円を増額するものであります。

下段の20款1項町債4目土木債1節道路橋りょう債1,800万円の増額は、社会資本整備総合交付金の内示による事業費調整に伴い、橋りょう長寿命化事業260万円、除雪機械整備事業債1,540万円を増額するものであります。

以上で歳入を終わりまして、次に、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正は、1、変更。これは、事業費の調整に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的、公共事業等6,980万円を7,240万円に、辺地対策事業3,410万円を4,950万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成30年度本別町一般会計補正予算（第1回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号平成30年度本別町一般会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号平成30年度本別町一般会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第40号

○議長(方川一郎君) 日程第5 議案第40号本別町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重君) 議案第40号本別町税条例等の一部改正について提案内容の御説明を申し上げます。

はじめに、改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法の改正を受けて行うものでございます。

改正文の1行目の第20条中から、5行目の第23条第1項中までの改正につきましては、基礎となる日数と町民税の納税義務者等に係る文言の整備でございます。

6行目の第24条第1項中の改正は、個人住民税の非課税範囲が障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する所得要件が125万円から135万円に引上げ、均等割非課税限度額も10万円の引上げになる改正で、平成33年1月1日から施行されます。

10行目の第31条第2項中の改正は、法人町民税の均等割の所要の規定の整備でございます。

11行目の第34条の2中から、15行目の第34条の6中の改正は、基礎控除及び調整控除に所得要件が創設され2,500万円を超える者は適用なしの改正で、平成33年1月1日から施行されます。

16行目の第36条の2第1項中の改正は、年金報告書に源泉控除対象配偶者の有無等の記載されることに伴い年金所得者の配偶者特別控除について、住民税の申告書を提出せずとも適用が受けられる改正となっております。

次ページの3行目の第47条の3中から7行目の第47条の5第1項中の改正は、地方税法の改正に伴い規定の整備をしたものでございます。

8行目の第48条第1項中から次ページ6行目の12第10項までの改正は、地方税法の改正に伴い規定の整備をしたものと租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税額から控除する規定と大法人が法人町民税等に係る電子申告の提出義務についての規定の改正で、大法人に対する電子申告の義務化は、平成32年4月1日から施行されます。

7行目の第52条中から次ページの18行目の6第50条第4項までの改正は、法人町民税納期限延長の場合の延滞金について、申告後に減額更正され、その後更に増額更正があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限が納付がされていた部分は、その納付されていた期間を控除して計算する規定でございます。

19行目の第54条第7項中から21行目の第59条中の改正は、省令改正に合わせて規定の整備でございます。

22行目の第92条の改正は、製造たばこの区分を新たに創設された改正で平成30年10月1日から施行されます。

一番下の行の第93条の2の改正は、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもので、日本たばこ産業株式会社、加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者、前二者から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を製造する者その他これらに準ずるものとして総務省令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入したのものについては、製造たばこことみなすことの改正で平成30年10月1日から施行されます。

次ページの13行目の第94条第1項中から次ページの一番下の行の10前各項までの改正は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式とする等の規定で平成30年10月1日から5カ年にかけて段階的に移行する改正でございます。

次ページの1行目の第95条中の改正は、町たばこ税の税率が平成30年10月1日に1,000本につき5,262円から1,000本につき5,692円になる改正でございます。

2行目の第96条第3項中から9行目の附則第4条第1項中までの改正は、条ズレによるもの及び規定の整備による改正でございます。

10行目の附則第5条第1項中の改正は、所得割非課税限度額が10万円の引上げの改正で平成33年1月1日から施行されます。

12行目の附則第10条の2第3項から次ページの11行目の附則第10条の3第3項中の改正は、条ズレによるもの及び政令改正等の改正並びに特定再生エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に条例で定める割合で得た価格で課税する改正でございます。

12行目の12法附則第15条の11第1項の改正は、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税額の減額の規定を受けようとする者がすべき申告についての改正でございます。

下から5行目の附則第11条の見出し中の改正は、土地の下落修正が平成28年度又は平成29年度を平成31年度又は平成32年度に、又宅地等に対して課する固定資産税の特例が平成27年度から平成29年度を平成30年度から平成32年度に延期された改正でございます。

次ページの2行目の附則第12条の見出し及び同条第1項中の改正は、住宅用地等に対して課する固定資産税の減額措置が平成27年度から平成29年度を平成30年度から平成32年度に3年間の延期でございます。

10行目の附則第13条中の改正は、宅地の固定資産税額負担調整率及び商業用地等固定資産税負担水準が平成27年度から平成29年度を平成30年度から平成32年度に3年間の延期でございます。

12行目の附則第15条第1項中の改正は、特別土地保有税の特例が平成27年度から平成29年度を平成30年度から平成32年度の3年間の延期でございます。

15行目の附則第17条の2第3項中の改正は、租税特別措置法の改正に伴う条ズレに対応するための改正でございます。

18行目の第2条から次ページの10行目の第5条の改正は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への現行の換算方法は平成30年10月1日は本数に0.8、平成31年10月1日から本数に0.6、平成32年10月1日は本数に0.4、平成33年10月1日は本数に0.2で換算し、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への改正後の換算方法は平成30年10月1日は本数に0.2、平成31年10月1日は本数に0.4、平成32年10月1日は本数に0.6、平成33年10月1日は本数に0.8、平成34年10月1日からは本数に1.0の換算になります。町たばこ税の税率が平成32年10月1日に1,000本につき6,122円、平成33年10月1日に1,000本につき6,552円になる改正でございます。

11行目の第6条の改正は、3級品たばこの税率の1,000本当たり4,000円が平成31年3月31日が平成31年9月30日までに延長され、3級品たばこの手持ち品のたばこ税率が平成31年10月1日から1,000本当たり1,692円になる改正でございます。

なお、本条例の公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用されます。平成30年4月1日以外の施行日については、説明の中で示しております。

以上で改正案の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) ただいま大住啓一君から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号本別町税条例等の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号本別町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号本別町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第41号

○議長(方川一郎君) 日程第6 議案第41号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重君) 議案第41号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、提案内容の説明をさせていただきます。

この度の改正は、地方税法の改正を受けて行うもので、初めにその内容につきまして御

説明させていただきます。

1点目は、国民健康保険税限度額を4万円引き上げる改正です。高齢化により医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得が伸びない状況の中、例えば、保険税の負担の上限を引き上げずに保険料収入を確保することとした場合、高所得者の負担と比較し、中間所得層の負担がより重くなることとなります。一方、賦課限度額を引き上げることとすれば、高所得層により多くの負担を求めることとなる反面、中間所得層に配慮した保険税設定が可能となります。

これらのことを考慮し、今回の改正ではこれまでの引き上げ幅と同額の4万円の引き上げを行うこととし、基礎課税限度額を54万円から58万円の改正となっております。

2点目として、低所得者層の軽減判定所得の改正も行われます。国民健康保険税は、均等割額及び平等割額からなる応益割と所得割からなる応能割の合計額によって賦課されております。保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割の部分について7割、5割、2割の軽減をしております。

今回の改正では、5割軽減の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減では49万円から50万円に引き上げることにより軽減判定の幅を広げ、軽減対象者の世帯の拡大を図るものです。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第21条第1項中「540,000円」を「580,000円」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第22条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附則。

施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

適用区分。

2、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で議案第41号本別町国民健康保険税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 先般3月議会では、保険条例の法の改正の中の議論の中で、全体として2万5,000円ほどの負担増になるという趣旨の話だったというふうに記憶をしているところですが、今回の限度額の方は54万円の方が58万円の4万円アップと、それから低所得者の関係では限度額がそれぞれ5割の方は5,000円、2割の方が1万円の限度額が引き上げられるというか、低所得者対策ということです。

試算があれば、一つは限度額の58万円の増、それから先ほどの5割、2割の、それぞれ低所得者層への対応の影響額というのを、多分28年ベース当たりで試算できるのかなと思うのですが、もし試算があれば伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 今回の限度額調整で、29年度で計算してみた結果、限度額については、影響の出る世帯が114件、その金額においては437万8,000円。58万円まで上げて、まだ限度額、それ以上の人というのが105件あります。29年度計算ですね。

次に軽減判定につきましては、5割軽減の対象というのが5件ありまして、そこで23万1,500円。逆に2割軽減のほうは2件が逆に減りまして、減るとするのは2割軽減とか5割軽減のほうに移行したという形で、逆にその部分についてはマイナスの1万9,200円となります。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第42号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第42号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第42号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号、及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

財産取得の目的につきましては、平成25年7月から、戸籍事務に関する住民サービスの向上、事務処理の迅速性、正確性の確保を目的に戸籍電算システムを導入しておりますが、平成30年7月に稼働から丸5年を経過することから、システムの機器更新時期を迎えており、これまでの運用によるハードウェアの老朽化により、機器の更新を行い、システムの安定運用を行うものでございます。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、本別町財務規則第121条第1項第1号に基づき、現行のシステムの更新であること、データの移行について確実に行われる必要があること、さらには、現行のシステムを納入し、保守管理を行っている富士ゼロックスシステムサービス株式会社、営業本部北海道支店の1社を導入先の業者として選定いたしました。

なお、平成30年4月6日に見積合わせ執行通知を行い、平成30年4月12日に見積合わせを執行しております。

取得する財産につきましては、戸籍電算システム機器一式であり、戸籍システムサーバー及びシステム操作端末、プリンタ、スキャナ等の附属備品となっております。

取得価格は、1,738万8,000円で、見積り合わせの回数は1回で決定をしております。

仮契約は、平成30年4月12日に行っており、納期は、平成30年7月31日としております。

取得の方法につきましては、札幌市中央区北4条西6丁目の北海道市町村備荒資金組合から譲渡を受けるものでございます。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、札幌市中央区大通西6丁目1番地、富士ゼロックスシステムサービス株式会社、営業本部北海道支店支店長、〇〇〇〇となっております。

以上、議案第42号財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 同意第2号

○議長(方川一郎君) 日程第8 同意第2号教育委員会教育長任命について同意を求め
る件を議題とします。

暫時休憩します。

休憩宣告(午前10時39分)

再開宣告(午前10時39分)

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長(高橋正夫君)〔登壇〕 同意第2号教育委員会教育長任命について同意を求める件
につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長として、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇にお住まいの佐々木基裕さんを人
格、識見とも適任と判断し、新任をいたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意をいただきますように、よろしく願い申し上げまして提案理由の説明とさせて
いただきます。

○議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第2号教育委員会教育長任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立者9人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第2号教育委員会教育長任命について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前10時41分）

再開宣告（午前10時41分）

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 同意第3号

○議長（方川一郎君） 日程第9 同意第3号固定資産評価員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第3号固定資産評価員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町固定資産評価員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇にお住まいの本別町住民課長であります田西敏重さんを適任と判断し、選任をいたしたく地方税法第404条第2項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をした次第でございます。

御同意いただきますように、よろしく願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第3号固定資産評価員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立者9人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第3号固定資産評価員選任について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

ここで、中野教育長から発言を求められていますので、これを許します。

中野教育長、御登壇ください。

○教育長（中野博文君）〔登壇〕 重要案件の御審議をいただいております、議会本会議の貴重な時間の中で、挨拶の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

本年5月11日をもちまして退任することとなりますことから、この場をお借りいたしまして議員の皆さま、町民の皆さまに一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

7年前、高橋町長の御推挙と議員の皆さまから教育委員として御同意をいただき、平成23年5月に教育長に就任させていただきました。浅学非才な私が身の丈以上の立場に身を置くことの不安と戸惑いの中で、この本会議場におきまして抱負を述べさせていただいたことが、きのうのこのように思い出します。決して大過なくとは言えない7年間でありましたが、多くの皆さまの御支援でこの日を迎えることができました。

この間、急速に進行する少子高齢化、人口の減少、グローバル化の進展、高度情報化など、社会情勢が激変する中で教育を取り巻く環境も日々変化し続けております。

そんな状況の中で、平成26年度には首長による総合教育会議の設置、教育委員長と教育長が一本化されるなどの教育委員会制度の大改革が行われましたが、町理事者、教育委員、関係機関などの皆さまから御理解をいただき、新体制を早期に軌道に乗せることができました。

また、まちづくりの基盤となります、文化やスポーツ活動に主体的に取り組む文化団体、スポーツ団体の皆さん、学校教育を推進するにあたり御支援をいただいておりますPTAの皆さまとの連携など、たくさんの思い出を町民の皆さまとつくらせていただきました。多くの方とお話しできたことは、私にとりましても大きな財産となりました。

さらに、各種事業を実施するにあたり、多くの町民の皆さまに御支援をいただきました。教育やまちづくりというものが多くの方々に支えられ成り立っていること、町民の皆さまの町民力の大きさを改めて知らされた7年間でもありました。

私は、まちづくりはまちに暮らす全ての人々が幸福な人生を送れるような環境を整えること、そして教育は子どもたちが将来大人になったときに、しっかりと自立して幸せな生活を送ることができるようにすること、という思いで教育の推進を図ってきたつもりであります。議員の皆さまから御指摘をいただいておりますとおあり、大きな課題が山積しております。私がやり残してきたことであり、大変恐縮であります。この課題解決と本町の発展のために、議員の皆さまにおかれましては、一層の御指導、御尽力を賜りますようお願いいたします。

役場職員として45年間、議会議員の皆さまはもとより、町民の皆さま、職場の先輩、同僚などのお力に支えられ、仕事をさせていただき、しかもその役場生活の結びを夢と希望に満ち溢れ、明るく元気な子どもたちと触れ合いながら、こうして退任できますことを、この上ない喜びと感じております。

これからは私も一町民として微力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導を賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、本別町と本別町議会の一層の発展と皆さまのますますの御健勝を祈念し、言葉では言い尽くすことができませんが、退任にあたりましての御礼の御挨拶にかえさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。

○議長（方川一郎君） 次に、本日、教育長に選任されました佐々木基裕君から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木基裕君、御登壇ください。

○教育次長（佐々木基裕君）〔登壇〕 先ほど教育長としての御同意をいただき、中野教育長の後任として、重責ある教育長の職を務めさせていただくことになりました佐々木でございます。

議長のお許しが出ましたので、一言御挨拶申し上げます。

私はこれまで中野教育長の下で、中野教育長の御指導を仰ぎながら、学校教育をはじめ、教育行政全般に関わってまいりましたが、その経験を活かし微力ではございますが、本町教育発展のため全力を尽くす所存でございます。

特に近年は少子高齢化の進行、多様化、複雑化する社会情勢の中にあつて、教育行政におきましても多くの課題を抱えているところでございますが、子どもたちが郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、想像力豊かで新しい時代を主体的に切り開いていけるよう、人材育成に努めますとともに、地域の子どもは地域で育てるを念頭にコミュニティスクールの全町的な展開と、本町ならではの取り組みであります、ほんべつ学びの日のさらなる普及事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、町民の皆さまが芸術や文化、スポーツに親しみ希望に満ちた暮らしとなりますよう、社会教育の充実に向け精神誠意取り組んでまいります。

微力ではございますが、持てる力の全てを教育行政に注ぎますことをお約束申し上げますとともに、町民の皆さま、議会議員皆さまの御協力、御支援を賜りますよう切にお願い申し上げます、同意いただきました感謝の意を表し、御挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年4月25日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 大 住 啓 一